

議員提出第44号議案

特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書提出の件

特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年12月5日提出

提出者 神戸市会議員全員

理 由

特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
消費者及び食品安全担当大臣

} 各宛て

神戸市会議長 安井俊彦

特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法
の抜本的改正を求める意見書（案）

特定商取引法（以下「特商法」といいます。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められました。令和4年12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えます。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%に上ります。

そして、令和3年版消費者白書によると、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えています。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等の高齢者においては、訪問販売及び電話勧誘販売の割合が48.9%を占めています。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要です。

また、令和4年度版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体で27.4%と最多となり、トラブルが増加していますが、事業者や勧誘者が特定できない事例も多いです。マルチ取引に関する相談は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ取引による被害の増加が予想されます。

国におかれては、これらの被害に対処するため、下記のような特商法の改正を行うよう強く要望します。

記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリング・オフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
3. 連鎖販売取引について、国による登録、確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。